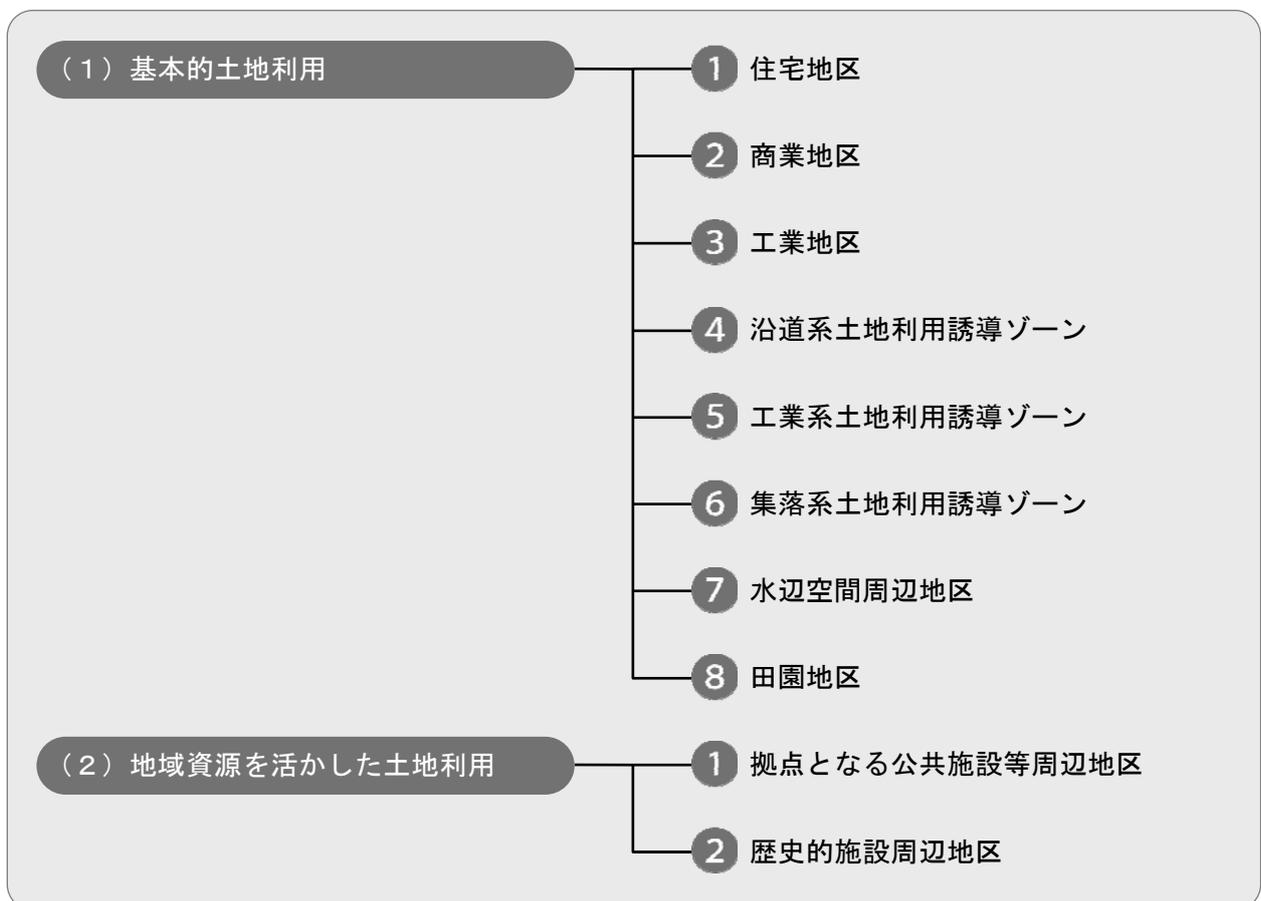


土地利用は、まちづくりの基本方針に基づき、野木町の特長である水辺空間、田園等の自然的土地利用の中に住宅、商業、工業等の都市的土地利用が溶け込むように形成されている都市構造を考えて、立地適正化計画の策定を見据えながら、コンパクトで暮らしやすいまちづくりを進めていくことを目指します。

そのため、JR宇都宮線の野木駅を中心に形成されている市街地の集約化を進めるとともに、自然的な土地利用については、地域の個性を大切にしながら、維持・発展に努めつつ、必要に応じて、都市的な土地利用への誘導を検討します。

あわせて、歴史的資源や地域のコミュニティ施設周辺は、町民の利便性の確保に加え、町を訪れる町外の人たちへも利便が提供できるようなまちづくりを検討します。

■ 土地利用の方針の体系



(1) 基本的土地利用

1 住宅地区

野木町が地域の活性化と人口定着を図るためには、町が保有する豊かな自然環境と便利な交通環境を活かしつつ、若者世帯・子育て世帯から高齢世帯までの家族構成や多様な居住スタイルに応じた良好な居住環境の維持・創出とともに、定住化を促進するきめ細やかな施策を提供することが重要となります。

そのため、空家等対策事業の推進や、既存の施策の充実を図りつつ、住み替えの工夫や住宅の一次取得者への情報提供、土地の細分化防止等、新たな施策について検討するとともに、町の魅力や特性を対外的にアピールし、人口定着を目指します。

特に、土地区画整理事業によって面的整備された丸林、友沼東部・西部地区や民間開発による野木ローズタウンやブルーミングガーデン野木地区等では良好な居住環境の維持・創出を図ります。

また、空家等の進捗度が増している駅周辺の住宅地の他、町内全域を対象に空き家対策に取り組みます。潤島、若林、松原地区では、道路・下水道等の生活基盤の整備による居住環境の改善を検討します。

2 商業地区

商業地区においては、町民の日常生活を支えるサービス機能の配置誘導により、商業の活性化を図ります。

特に、野木駅周辺は野木町の中心市街地であることから、地域拠点として商業・業務等の機能集積や交通拠点機能の向上を図るとともに、商業系の用途地域に指定されている駅東・西通り沿道の一部において、必要な商業施設の誘導を図ります。



□ 野木ローズタウン

3 工業地区

野木工業団地、野木東工業団地、野木第二工業団地、野木東工業団地周辺新開山工業地区においては、本町の生産基盤を支える産業拠点として、企業との連携や周辺環境との調和を図ります。

また、野木工業団地においては、道路等の環境改善に努め、野木第二工業団地においては、周辺環境と調和し、良好な生産環境が確保された工業団地を形成します。

4 沿道系土地利用誘導ゾーン

国道4号や駅前東通り沿道において、町民の日常生活に必要な商業施設等の立地など、沿道型生活サービス機能の誘導を図る地区を、沿道系土地利用誘導ゾーンとして位置づけます。

また、地域の活性化を図るため、必要に応じて、広域的な交通拠点、都市と農村の交流拠点等の整備を検討していきます。

5 工業系土地利用誘導ゾーン

新たな雇用の創出と産業の活性化を図るため、企業の土地需要等に対応しながら、野木工業団地周辺や野木東工業団地周辺等の既存の工業団地周辺を工業系土地利用誘導ゾーンとして位置づけるとともに、周辺環境に配慮しながら、将来的には、必要に応じて、工業用地の拡大・誘導を検討します。



□ 野木第二工業団地

6 集落系土地利用誘導ゾーン

「都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例」を検討することにより、市街化調整区域の立地規制を緩和し、集落地の適正な土地利用を誘導していく地区を集落系土地利用誘導ゾーンとして位置づけます。

集落系土地利用誘導ゾーンは、条例区域が指定されている野渡地区に加え、新たに友沼地区、佐川野地区、川田地区、南赤塚・中谷地区、野木原地区を指定し、無秩序な開発を抑制しつつ、優良農地を保全しながら、新規居住を可能とする生活環境の改善・向上策を検討します。

- 野木原地区（人口減少が続く中での活性化策が必要な集落地）
- 友沼地区（国道4号沿道に分布する歴史的資源を活かした集落地）
- 佐川野地区、川田地区（人口減少が続く中での活性化策が必要な集落地）
- 南赤塚・中谷地区（人口減少が続く中での活性化策が必要な集落地）

7 水辺空間周辺地区

広大な水辺空間を有する思川や渡良瀬遊水地を水辺空間周辺地区として位置づけ、町民の貴重な財産として将来にわたって保全していくとともに、多くの人びとが利用できるようなレクリエーション拠点としての整備を促進します。

8 田園地域

市街地を取り巻くように広がる田園地域は、持続可能なまちづくりを目指すために重要となることから、平地林等の緑豊かな自然環境や、農業生産を支える優良な農地の保全を基本としながら、自然環境と調和した特色ある田園景観の形成を図るとともに、暮らしやすい集落環境づくりに向けて、必要な生活基盤の整備・改良等を進めます。



□ 思 川

(2) 地域資源を活かした土地利用

1 拠点となる公共施設等周辺地区

多くの人や情報が集まる公共施設等は、地域のコミュニティ施設としても重要な役割を担っていることから、地域住民の活動拠点となるよう、それぞれの地域の特性や施設の特徴にあわせた周辺整備を検討します。

2 歴史的施設周辺地区

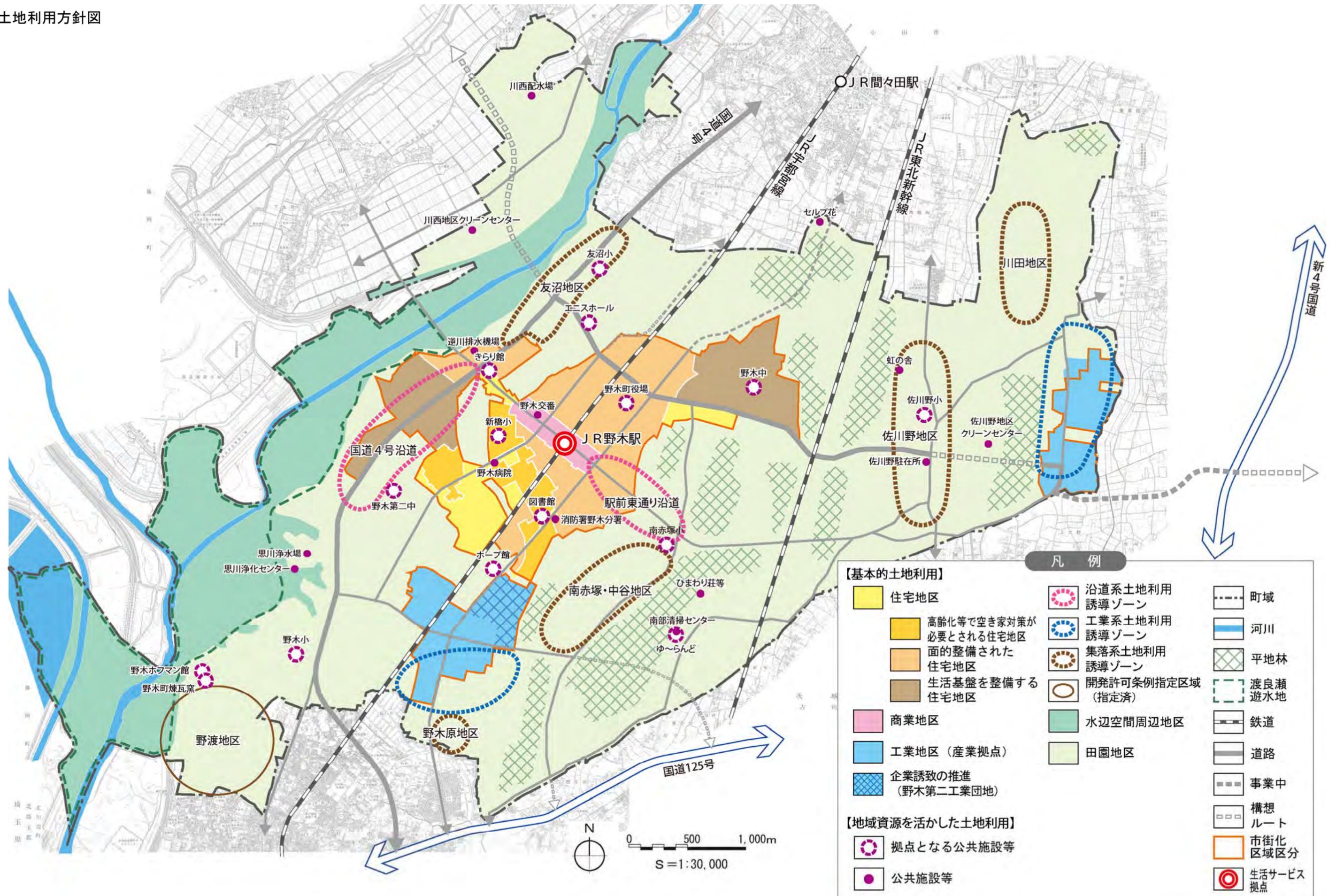
町内に点在する神社仏閣などの歴史的な施設は、古くから地域におけるコミュニティの中心となってきた経緯があることから、これらを地域の資源として再認識し、まちづくりに活かしていくことを検討します。

特に、国の重要文化財に指定され、近代化産業遺産に認定されている野木町煉瓦窯は、日本を代表する歴史的文化遺産として保全するとともに、隣接する野木町交流センター「野木ホフマン館」との一体的な活用や、必要な周辺整備を検討します。



□ ホフマン館

■ 土地利用方針図



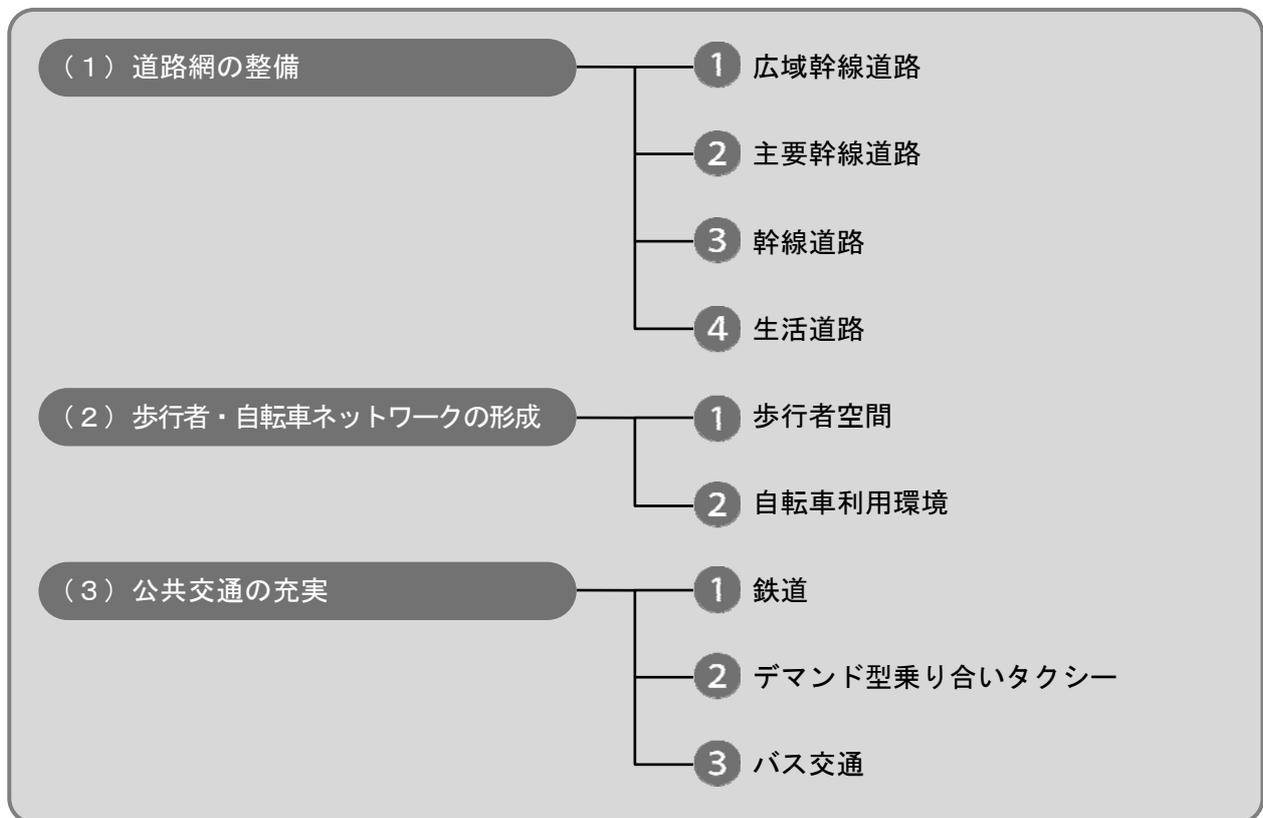
6-2 交通体系の整備方針

便利で安全な町民生活や都市活動を支えるため、本町の玄関口となる野木駅を交通拠点としつつ、国道4号等の広域幹線道路を交通軸とした段階的な道路網を構築するとともに、野木駅と町内の主要地区、拠点となる公共施設等周辺地区、本町と近隣市町のアクセス強化を図り、利便性が高く、効果的な道路・交通ネットワークを形成します。

また、人にやさしい道づくりを進めるため、安全・安心な歩行者・自転車空間の確保や、交通弱者に配慮した交通バリアフリーの推進などにより、安全で快適な歩行者・自転車ネットワークを形成します。

加えて、近隣市町と連携・協力した多様な地域公共交通の確保や、環境負荷の少ない交通手段の充実など時代の変化や町民のニーズに対応した施策を検討します。

■ 交通体系の整備方針の体系



(1) 道路網の整備

1 広域幹線道路

国道4号など、広域的に周辺都市・地区を結ぶ交通軸を広域幹線道路として位置づけ、本町の骨格となる南北の交通軸を形成するとともに、周辺都市・地区との連携強化を図ります。

また、将来的には、東西の交通軸として東西広域幹線道路（一部、県道佐川野・友沼線）を位置づけ、東北自動車道や国道50号、新4号国道及び茨城県（結城市・筑西市）との連絡を強化する幹線道路の整備を検討します。

- 国道4号
- 東西広域幹線道路（一部、県道佐川野・友沼線）
[東北自動車道、国道50号、新4号国道、茨城県との連絡強化]

2 主要幹線道路

駅前東通りや、小山野木線など、隣接する都市や町内の主要地区を結ぶ幹線道路を主要幹線道路として位置づけ、野木駅や公共施設、工業団地等の主要施設・拠点間のアクセス強化を図ります。

特に、小山野木線は、小山市方面への延伸整備により、小山市南部市街地や古河市北部市街地へのアクセス強化や、利便性の向上を図ります。

- 駅前東通り
- 小山野木線 [小山市や古河市とのアクセス強化]

3 幹線道路

地区の骨格となる道路を幹線道路として位置づけ、市街地や集落などの地域の特性に配慮しながら、主要幹線道路を補完する機能の強化とともに、使いやすく利便性の高い道路づくりを進めます。

特に、南赤塚地域においては、古河市との連携を図りながら、古河市や国道125号へのアクセス確保を検討するとともに、友沼地域においては、小山市間々田地区とのアクセスを強化するため、JR宇都宮線側道の整備を進めます。

- 駅前西通り～県道南小林・松原線
- 県道境・間々田線
- 県道東野田・古河線
- 野木丸林線
- 野木工業団地線
- 等

4 生活道路

通学・通勤、買い物等の日常的な移動に利用する生活道路は、地域の特性に配慮しつつ、地域住民の協力を得ながら、歩行者の安全性確保や、利便性の向上、緊急車両の通行に必要な幅員の確保などにより、安全で使いやすい道路づくりを進めます。

(2) 歩行者・自転車ネットワークの形成

1 歩行者空間

既存道路を活用した歩行者空間の確保や、自然環境・河川空間等を活かした散策路等の整備により、歩行者を優先した道路づくりを進めるとともに、野木駅など人が多く集まる地域から観光施設を結ぶ、回遊性のあるネットワークの形成を目指します。

また、野木駅や公共公益施設の周辺においては、段差解消等によるバリアフリーの推進により、人にやさしい道路づくりを進めます。

特に、「水と緑と歴史のふるさとプラン*」を進めている地域では、歩いて楽しい道づくりの実現を目指します。

*水と緑と歴史のふるさとプラン：JR野木駅南西エリアの重要な歴史遺産や優れた自然環境の活用を図るとともに、地域の一体的な魅力づくりをねらいとして、野木町と町民が連携して進めていくプロジェクト。

2 自転車利用環境

本町の自転車利用に適した都市構造や地形等の条件を最大限に活かしながら、自転車道や自転車レーン等の走行空間の整備とともに、河川管理用道路（堤防等）を活用したサイクリングロードの整備などを推進し、安全で快適な自転車ネットワークの形成を目指します。

また、「レンタサイクル」の利用促進を図りつつ、小山市とのシェアサイクルや古河市との相互乗り入れを推進するなど、町民・来訪者を問わず自転車を利用しやすい環境づくりを進めます。



□ 小山野木線



□ レンタサイクル

(3) 公共交通の充実

1 鉄道（JR野木駅周辺）

東京や宇都宮方面を結ぶ野木駅を、本町の玄関となる交通拠点として、輸送力の強化や利便性の向上に努めます。また今後、他の公共交通との連絡強化を検討します。

2 デマンド型乗り合いタクシー

安全で安心に移動できる地域の足として、デマンド型乗り合いタクシー「キラ輪号」の充実・活用により、活力に満ちたまちづくりを目指します。

特に、「キラ輪号」の小山市・古河市への乗り入れ拡大など、近隣他市町と連携・協力しながら、利便性の高い交通環境の創出を検討します。

3 バス交通

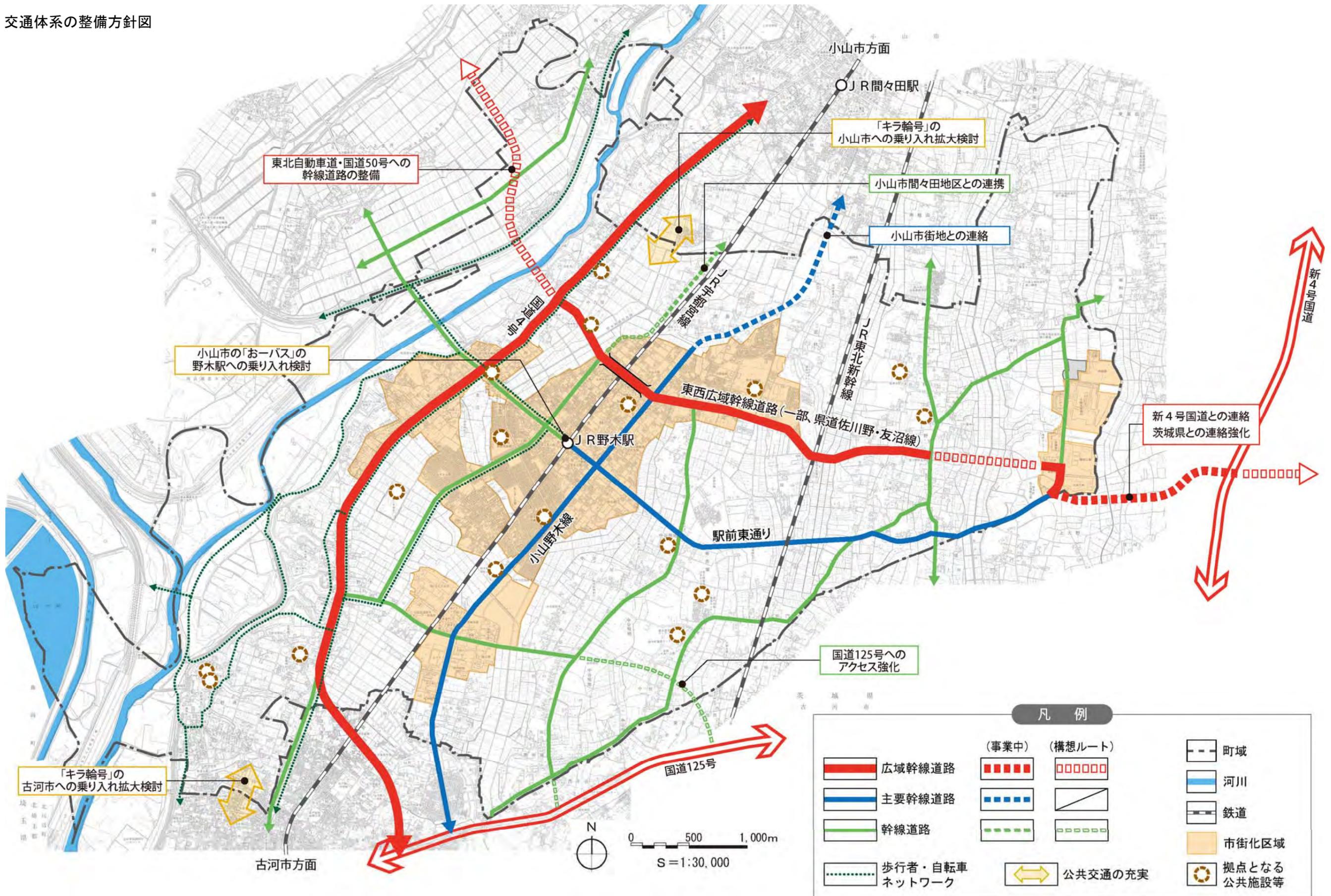
町民の買い物や施設利用等のニーズに対応した町内の主要施設を結ぶ巡回バスや、近隣市町と連携・協力したコミュニティバス・デマンド交通の検討など、多様な交通手段の確保に努めます。

特に、小山市との地域公共交通の連携強化にあたっては、小山地区定住自立圏共生ビジョンに基づきながら、小山市の「おーバス」の野木駅への乗り入れなどにより、町民の利便性向上を検討します。



□ キラ輪号

■ 交通体系の整備方針図

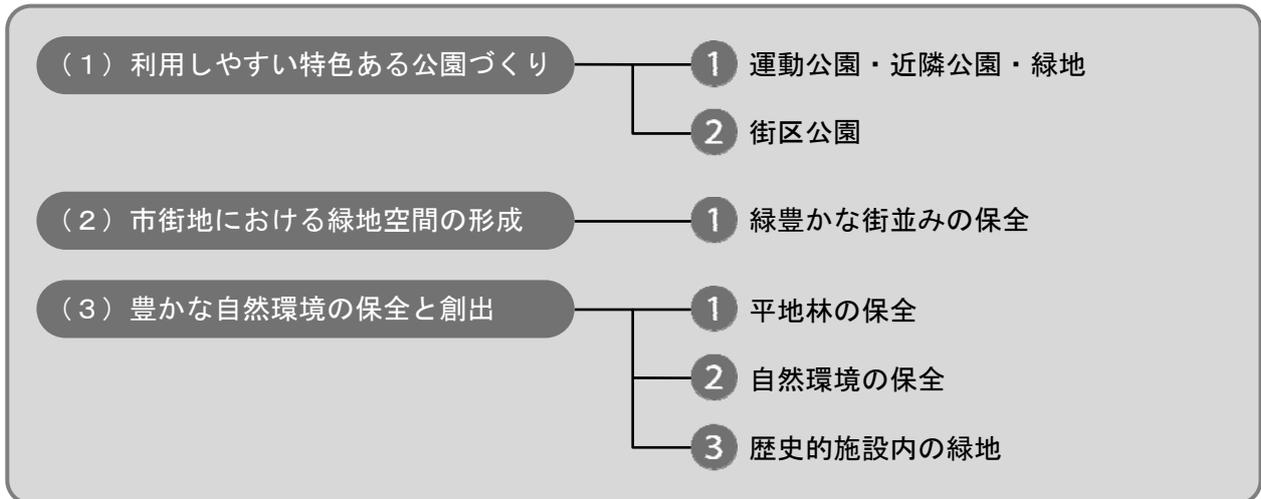


6-3 公園・緑地の整備方針

本町の公園・緑地は、「野木町緑の基本計画（平成15年策定）」に位置づけられている方針との整合を図りながら整備していくことを基本とします。

また、将来の公園・緑地の維持管理が重要なテーマとなっていることから、日常的に慣れ親しんでいる施設をより使いやすくするため、地域住民とともに管理運営する仕組みづくりについて検討します。

■ 公園・緑地の整備方針の体系



(1) 利用しやすい特色ある公園づくり

1 運動公園・近隣公園・緑地

総合運動公園（約17.3ha）、丸林中央公園（約2.6ha）、あじさい公園（約2.1ha）、渡良瀬緑地（野木町分約39ha）等の運動公園・近隣公園・緑地は、誘致距離や整備水準、災害時対策等を勘案しながら配置するとともに、多くの人びとが利用するレクリエーション拠点として、今後とも美しく、利用しやすい施設づくりを目指します。

2 街区公園

街区公園（11ヶ所）は、地域住民が多目的に利用する身近な公園として、子どもから高齢者まで、誰もが親しみを持ち、気軽に利用できる公園管理を目指します。

(2) 市街地における緑地空間の形成

1 緑豊かな街並みの保全

市街化区域内の住宅地・工業地等の民間施設や、公共施設においては、緑豊かで潤いのある都市環境を形成するため、敷地内の緑化を推進します。

特に、住宅地においては、地区計画制度等を活用した敷地内の緑化や生け垣の設置を推進するとともに、街路樹などによる幹線道路等の沿道緑化を推進します。

(3) 豊かな自然環境の保全と創出

1 平地林の保全

本町の特性である平地林は、減少傾向にあることから、貴重な緑として保全・活用するとともに、将来にわたって健全な平地林を引き継いでいけるような環境整備や仕組みづくりを検討します。

特に、野木神社の北側、赤塚ふれあい公園の北側、野木町総合運動公園の北側に広がるまとまった平地林を緑の拠点に位置づけ、周辺環境と一体的な保全・活用を図ります。

2 自然環境の保全（思川・渡良瀬遊水地等）

渡良瀬遊水地や、本町の西端を南北に流れる思川は、自然環境に恵まれた町民生活にうるおいを与える親水空間として、必要な防災機能を確保しつつ、緑地の保全・創出や、湿地の保全、水質・自然生態系の保全・再生など、広大で豊かな自然環境の保全を推進します。

また、野木町煉瓦窯・野木ホフマン館を拠点とした遊歩道やサイクリングロード等の整備などにより、レクリエーション機能の充実とともに、町民の憩いの場としての活用を推進します。

3 歴史的施設内の緑地

長い歴史を有する野木町の特徴である神社仏閣をはじめとする歴史的施設の敷地内には、景観樹木が多く存在しており、地域のランドマークや憩いの場になっていることから、将来的にも緑豊かな野木町を実現していくため、その保全・活用を推進します。

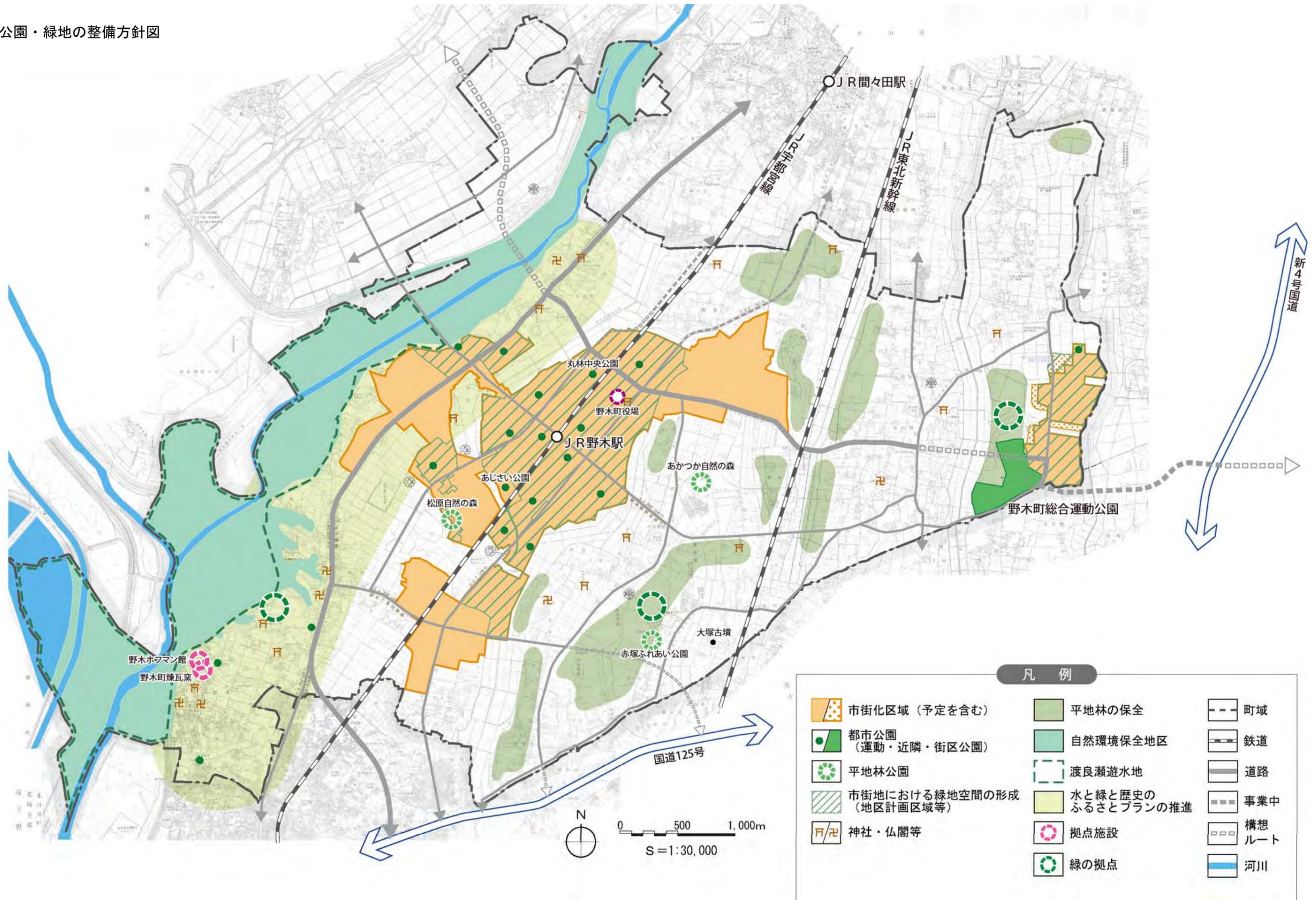


□ 野木神社



□ 平地林

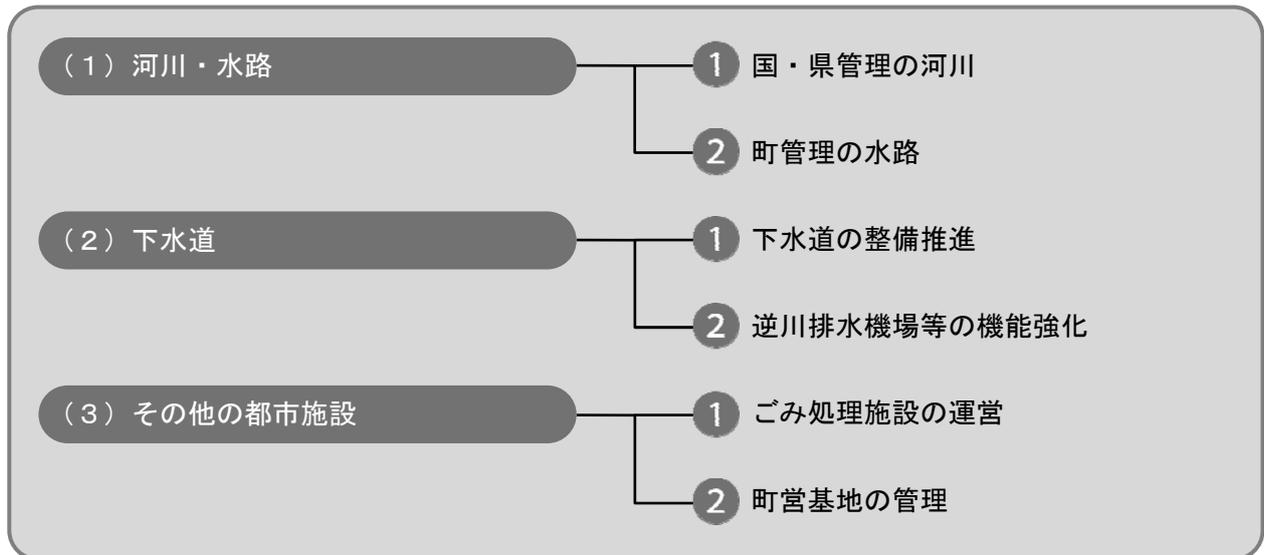
■ 公園・緑地の整備方針図



6-4 河川・下水道・その他の都市施設の整備方針

河川や下水道等の町民の日常生活を支える都市施設は、町民の防災への意識の高まりを踏まえつつ、関東・東北豪雨等の災害を教訓にしながら、将来のまちづくりを視野に入れた容量の確保に努め、安全で暮らしやすいまちづくりを目指します。

■ 河川・下水道・その他の都市施設の整備方針の体系



(1) 河川・水路

1 国・県管理の河川

思川や渡良瀬遊水地は、町民にうるおいを与える親水空間や、多くの人が利用する貴重なレクリエーション拠点として、環境保全やレクリエーション機能の充実により、積極的な活用を図ります。

また、防災上も重要な施設であることから、防災機能のより一層の強化を図っていくため、管理主体である国や県に、関係市町とともに要望していきます。

2 町管理の水路

町管理の水路については、治水機能の確保の上からも適切な維持・管理に努めます。

(2) 下水道

1 下水道の整備推進

汚水処理を目的とする流域関連公共下水道は、今後とも整備率を高め、生活インフラの拡充に努めます。

2 逆川排水機場等の機能強化

雨水排除を目的とした逆川排水機場は、その機能強化や、適切な維持・管理により、浸水対策の向上を図ります。

(3) その他の都市施設

1 ごみ処理施設の運営

小山広域保健衛生組合により、南部清掃センターが整備されました。

なお、施設の運営にあたっては、周辺環境に配慮しながら、町民が安心できる施設管理に努めます。

2 町営墓地の管理

町民のニーズに対応しつつ、周辺環境に配慮しながら、墓地の環境整備に努めます。



□ やすらぎの郷野木霊園

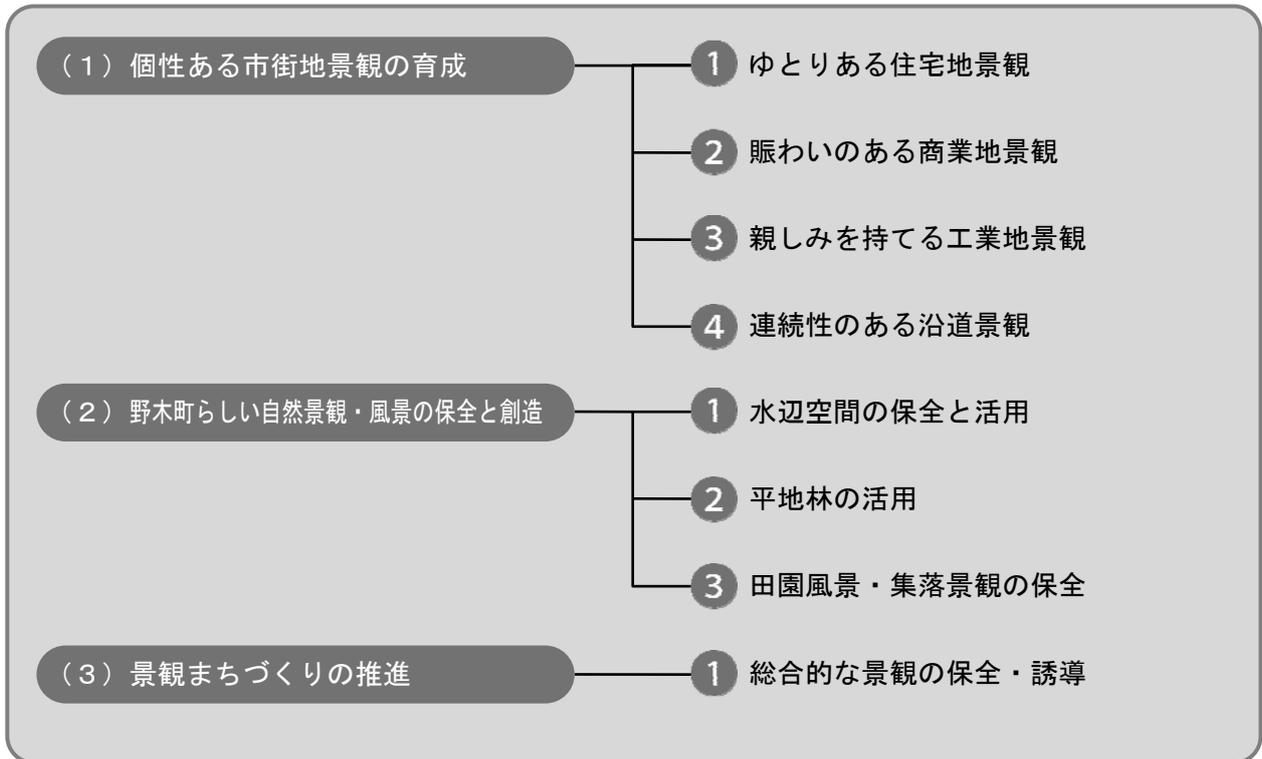


□ 逆川排水機場

6-5 景観形成の方針

野木町が有する豊富な景観資源は、本町の魅力を向上させる効果があるとともに、わがまちを愛し誇りを持つことの原動力にもなることから、この資源を守り育てていけるようなまちづくりを展開し、個性的で魅力ある野木町らしい景観づくりを検討します。

■ 景観形成の方針の体系



(1) 個性ある市街地景観の育成

1 ゆとりある住宅地景観

市街化区域内の住宅地でも、基盤整備が行われた地区は、緑豊かで落ち着きのある居住環境が形成されていることから、将来的にもこの特性を活かすため、ゆとりある住宅地景観の維持を検討します。

また、必要に応じて、「地区計画制度*」等を活用しながら、適正な建築物の高さや形態、色調など、地区の特性に応じた魅力的なまちなみ景観への誘導を図ります。

*地区計画制度：まとまりのある「地区」を対象として、町が建築物・工作物の用途制限、壁面の位置、建築物の色彩などの地区の特性に応じた細かい計画を定め、建築物の規制・誘導を行い、住み良い特徴のあるまちづくりを総合的に進めるための制度。

2 賑わいのある商業地景観

野木駅周辺においては、魅力と賑わいのある商業地を形成するため、沿道の緑化を促進するとともに、周辺環境に調和した建築物や広告物の形態・色彩、高品質なデザイン等への誘導を検討します。

3 親しみを持てる工業地景観

地区計画のある工業団地においては、平地林や住宅地等の周辺環境と調和し、地域の安全・安心に配慮した工業地を形成するため、圧迫感を与えないような建築物や工作物の形態、色調、規模等に誘導するとともに、緩衝地帯となる敷地周辺の緑化など、親しみの持てる工業地景観の維持を図ります。

4 連続性のある沿道景観

幹線道路の沿道においては、建築物や広告物、サイン、街灯、舗装等のデザインの統一化を図るとともに、街路樹等の適正配置を図り、美しい沿道景観を創出します。

(2) 野木町らしい自然景観・風景の保全と創造

1 水辺空間の保全と活用

思川や渡良瀬遊水地を含めた周辺地域を、野木町を代表するレクリエーション拠点として育成し、野木町らしさを演出する景観ポイントにしていくため、「水と緑と歴史のふるさとプラン」と連携しながら、渡良瀬遊水地や水辺の楽校、野木町煉瓦窯等を活用した観光ルートの設定や、観光案内板の設置などにより、水辺空間の保全と活用を図ります。

2 平地林の活用

野木町の特徴である平地林を活用していくため、町民や企業による平地林の維持・管理等のボランティア活動を促すなど、今後、町民・企業・行政による協働体制の確立を検討します。

3 田園風景・集落景観の保全

田園・畑地等の農地や、屋敷林、社寺林等で形成される田園風景・集落景観は、野木町の特徴であり、特に、朝夕の太陽からの光で照らされる風景は宝物にもなっていることから、今後も町民によって守り育て、将来にわたって保全していけるようなまちづくりを検討します。

(3) 景観まちづくりの推進

1 総合的な景観の保全・誘導

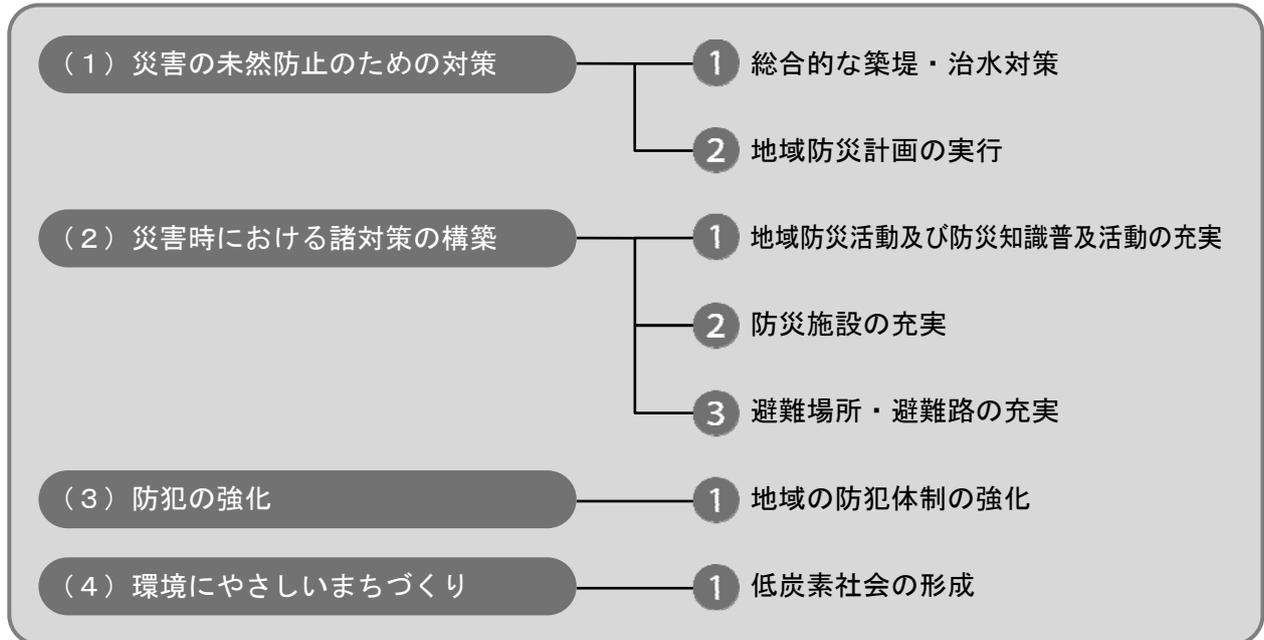
野木町の住宅地、商業地、工業地等の市街地景観や、水辺空間、平地林、田園・集落等の自然景観など、景観特性や地形的特性を活かした計画的かつ効果的な景観の保全・誘導を図るため、景観法に基づく景観計画の策定や景観条例の制定などにより、町民、行政、企業等の協働による景観まちづくりを推進します。

6-6 防災等に関する方針

防災や防犯機能の充実、町民が安全で安心して暮らすことができる必要条件であることから、きめ細かな防災・防犯対策を検討するとともに、町民の協力のもとに実行していく防災・防犯体制づくりを目指します。

また、地球環境に配慮した、低炭素社会の形成を目指します。

■ 防災等の方針の体系



(1) 災害の未然防止のための対策

1 総合的な築堤・治水対策

雨水処理能力を向上させ、浸水被害を軽減するため、思川等の堤防強化を国・県に要望するとともに、下水道の整備を進めながら、ポンプ機能の強化や、大規模開発における調整池設置を行うなど、効果的かつ計画的な治水対策を推進します。

また、緑の育成による雨水滞留効果や各家庭の各戸貯留を促進して総合的な治水対策を検討します。

2 地域防災計画の実行

「野木町地域防災計画」により、風水害対策や震災対策などについて、防災に関連する機関が緊密に連携しながら、総合的かつ計画的な防災対策を推進します。

(2) 災害時における諸対策の構築

1 地域防災活動及び防災知識普及活動の充実

洪水ハザードマップ等を活用しながら、平素から防災知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の結成を促し、町民との連携による地域防災活動の充実を図ります。

また、地域の特性を踏まえながら、建築物の更新時における建築物の防火・耐震化を促進します。

2 防災施設の充実

災害時の食料や救助用資材を確保した備蓄倉庫を適切な場所に配置し、防災施設の充実を図ります。

3 避難場所・避難路の充実

指定避難所や指定緊急避難場所及び一時避難地を周知していくとともに、指定避難所に必要な設備等の充実、さらには安全な避難路の確保のため、建築物の防火・耐震化を図ります。

(3) 防犯の強化

1 地域の防犯体制の強化

コミュニティが充実している地域では犯罪が少ないと言われています。野木町においても地域コミュニティのさらなる醸成を図り、地域の防犯体制の強化を目指します。

(4) 環境にやさしいまちづくり

1 低炭素社会の形成

環境にやさしいまちづくりの実現に向けて、公共施設における再生可能エネルギーの導入とともに、省エネ・太陽光発電等の低炭素住宅の普及促進など、低炭素社会の形成を目指します。